

高松市工事成績評定評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 高松市工事成績評定要領（平成15年6月26日施行）の規定により工事成績評定の内容について受注者から説明を求められた場合の説明書の内容について審議するため、その都度、高松市工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員長および委員で組織する。

2 委員長は財政局長を、委員は次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 契約監理課長

(2) 契約監理課技術検査室長

(3) 工事担当課長

(4) 工事担当課長補佐

(5) 担当検査員

(6) 担当監督員

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明等を聴くことができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、契約監理課技術検査室において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月26日から施行し、同日以後に締結する工事請負契約に係る工事成績評定評価に関する事務処理について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。